〔道元禪師清規〕辨道法

大宋諸寺後架無嚼楊枝處、今大佛寺後架構之、兩手把面桶臨竈頭安桶、把杓汲湯承桶、還來架上、輕手於桶洗面、低細如法、洗眼裏鼻孔耳邊口頭、而見淨、不得湯水多費、無度而使、漱口吐水於面桶之外、曲躬低頭而洗面、不得直腰濺水於隣桶、兩手掬湯而洗面、勿留垢膩、略中不得桶杓喧轟、咳嗽作聲、驚動清衆、略下

〔百丈清規下〕列職雜務

淨頭　掃地裝香、換籌洗厠、燒湯添水、須是及時、稍有狼籍、隨即淨治、手巾淨桶點檢添換、

〔百丈清規下〕日用軌範

輕手揭簾出後架、略中輕手取盆洗面、湯不宜多、略中嗽口吐水、須低頭以手引下、直腰吐水、恐濺隣桶、不得洗頭、有四件自他不利、一汙桶略中不得以唾涕汚面桶、略中右手提水、入厠換鞋、不得參差、安淨桶在前、鳴指三下、驚嗽糞鬼、蹲身令正、不得努氣作聲、略中不得以水澆兩邊、左手洗淨、護大指第二第三指、不得多用籌子、略中淨桶安舊處、以乾手、安內衣入袴、以乾手開門、左手提桶出、略下

〔色音論末〕東にみゆる淺草の觀世音にもまゐらんと、略中御堂になれば手水ばち、力及ばぬ大石を、ふねのかたちにつくりなす、略下

〔嬉遊笑覽二下器用〕馬ふね、酒ふね何にまれ、横長なる筥のたぐひなぞらへて舟といふは、常のことなり、色音論淺草寺の條に、御堂になれば手水鉢、ちから及ばぬ大石を、船の形に作りなすとあるを、めづらしげにいへるものあり、此船の形とあるをいかに思へるにか、天和頃、師宣がかける淺草寺境内の圖に、本堂の前に大なる石の手水鉢の横長なるをかけり、卽是なり、船形といへばとて、艫舳具りて首尾異なるやうに作りしにはあらず、先つ年、大和國なる長谷寺に詣しに、樓門の前に、石の筥めくものあり、其形凡長サ一丈ばかり、横五尺餘、高サ二尺二三寸もある

手水鉢